

いるものがないかというお尋ねがあり、ました。これにつきまして、羽仁委員の御質問の極めて私どもにとりまして御示唆の多いことを感じたのでありますが、私どももかような教養をやつておりまして、教養効果の反省につきましては常々反省努力をいたしておるのでありまして、誠に遺憾であります。が、私どもの反省は数字的に今日申上げるような十分な資料を持たない。ただ内部的に反省をするにつきましては、できるだけいたしておるのであります。手許に例えは札幌の警察管区本部で「管区学校本科第二次教養による実務への効果の観察」と称しまして、こんなパンフレットなどを作りまして、詳細に内部の反省をいたしております。これはその巡査、巡査部長の監督者たちに各種の項目を照会いたしまして、そうして非常によくつた、少しよくつた、よくならん、或いはちつとも改善の跡がないというふうなA、B、C等に分けて、調査回答を求めて調査いたしましたものであります。又お手許にありますが、これは山形県でやりました報告であります。が、こんなようにグラフにいたしました。法規関係をどのくらい覚えて来たかとか、或いは先だつてお話をあつたのに当ると思いますが、公僕觀念がどのくらい徹底して来たか、或いは実務についてどのくらい習熟したかということなどをやはり監督者につきまして照会をいたしまして、その結果をとり、そうして次回の教養の反省の資料にいたしております。これら各府県管区等でやりました教養効果の調査の結果は大体平均いたしておりますが、まあよくつたというのが半分、それから非常によくつたというのが

残りの……全体を六といたしますと、よくつたというのが三、非常によくつたというのが二、それから余り変らない大して変らないというのが一、そんなふうな平均いたしております。申上げましたように、これは部内の監督者の意見によつての反省であります。外部の面に対しましては教養効果の測定等を今まで数字的に実施いたした事例を持ちません。これは先だつての御質問中に我々も幾多の示唆を得たのであります。が、今後は新しい科学的な方法によりまして、又外部の人たちの率直な意見の聞きまして、更に教養効果の挙りますように努めて参りたいと存じております。

それから最後に警察官の読書傾向にお尋ねがありました。これもお手元にお配りしましたような資料がありまして、この中で御質問の御答弁を願っております。

○委員長(岡本愛祐君) 次に大橋法務總裁から、鬼丸委員より御質問がありました。軍隊の定義について御答弁を願っております。

○國務大臣(大橋武夫君) 先般鬼丸委員に對しまして答弁を保留いたしてありましたが、通常外國に對しましては、國家の獨立と權威を維持する目的に役立ちますような武力の裝備を施して、且つその目的のために訓練され、一定の編成と組織を持つた部隊であるところの國の機關を軍隊と言ふことができるであらう、かように存する次第であります。

○羽仁五郎君 前回の私の質疑が残つておりましたのに対して、特に地方行政委員会委員各位、並びに委員長が、この際私の質問の次回への続行を許されたことは非常に感謝することであり、まして前回においでに私に與えられた時間には二時間であり、然るに本日これをお待ちしております間に、政府の委員のかたへの御出席が誠に遅れている。これは重大なこの法案についての審議の促進といふことについて責任が政府のほうにあると言わなければならぬと思つて、前回にも申上げましたように、いずれも國民が是非知りたいといふふうな考へておるべきであります。今も政府委員の御説明にもありますように、内部からばかりお考へにならないで、どうか國民のほうからどういふふうに見、どういふふうな希望しているかといふことについてお答えを願いたいと思つて、前回の伺いたかつたことは、約八項目あつたのですが、その中の六項目まで何つて来たのでありますが、もう一遍御希望申しますが、資料が来ておりませんので、その点について何つておきます。

委員はどういうふうな御了解になつておるのか、又現在はそういうことはどういうふうにしてなされておるものがあるか、端的に実はここで例え田中警視總監は毎月何回ぐらい御視察になつておるかということも聞いても現在警察においてどれだけ基本的人権が尊重されているかということのテストになると思つておられますが、残念ながら今お見えになつておりません。それから警察官の教育についてはいろいろ／＼なものを以て十分の知識を得られておると思つておられますが、例えばこの前申上げましたような点について警察官の教育については現在国家が或いは国立大学というものを以て教育の理論及びその実践について十分の研究もされておるので、そういう方面には近代教育、科学の進歩というものの見るべきものがございまして、そういうものをどの程度まで意見をお聞きになつておるのか、それから又この前申上げた警察官が基本的人権をどの程度まで尊重されておるか、或いは警察官が街頭において少女が夕刊を売つておる、その夕刊を如何なる理由にしろ商売ものを無料で取つて行くということが果してあるかないか、又それが一般国民に與える印象がどういふものであるか、又我々がバスなり電車なりで通つております際に、先ず警視庁の警官が都営のバスなり、都営の電車なりに、何らかの關係を以て無賃で乗車しておられるということとは或いは了解し得るかも知れませんが、私の私立の会社の経営しておる電車なりバスなりに無賃で乗車しておるといふようなことは非常に始終見受けることです。これは一体どういふことなんでしょうか、これは又国民

に與える影響というものはどうであるか。こういう問題については或いはこの前にも質問したような汚職或いはそれらの無賃、無銭飲食、その他のこういう行為については、齋藤國警長官は自分が就任して以来、汚職事件はないとお答えになりましたが、今日お出しになつた資料を見れば、ないのではない、歴然としてある。警視總監はそのうちには絶対ないとは言われない、多数の中には心得違いも多少あるという程度のお答えでありましたが、これらは或いは専門の国立大学の、そういう調査について近代の技術を持つておる専門の人々もおられますから、そういう人々に委嘱をして調査をしてもらうということもできるものであります。内部だけで御反省になつておるのじやなく、外部から客観的な調査をされることは十分できることであります。私はそういうことがなされていふものと思つておられます。東大の社会学に御委嘱になることもよろうし、或いはその他いろいろ／＼な専門家に委嘱してそういう問題について外からの調査を求め、それによつて客観的な反省をなされ、又我々に向つて客観的な基礎をお示し下されば、我々は喜んで安心してこの法律案に賛成し、或いは断乎として反対するといふことができるのであります。そういう点についての資料を期待したのでありますけれども、全然お出しになつておりません。これは是非お出しになつて頂きたいといふふうに思ふのであります。

それから第三に、配置の問題でありますけれども、この配置の問題についてお出しになつた資料も、いわゆる国民が知りたいと思つておる配置に關しては何ら知ることができませぬ。實際もつと国民の気持になつて、警察官は主として主力をどういふ点に注いでいるのかということがわかるような資料を出して頂きたいといふふうに思ふのであります。これはなぜかと申しますと、殊に新聞紙上などで見ますと、警察官が残念ながら今日かなり政治的な場合に非常に動員されておる。實際のそれだけの実害があるものか、危険があるものか、ちよつと想像に苦しむようなところに随分多数の警察官が動員せられておる。他面国民の生活の安寧を守る方面には甚だ手薄であるといふことを私どもはしばしば国民の中から聞くのであります。そういう意味の配置表といふものを作つて頂きたいといふふうに思つたのであります。

それからその次に拳銃の問題であります。只今御説明を伺いましたが、依然として納得できないのであります。で、これは法務總裁に改めて伺つておきたいと思つておられますが、拳銃は兇器であるといふふうに私は解釈しております。法務總裁は拳銃は兇器であるといふふうにお考えになつておるかどううか。まあ兇器という言葉の意味です。それはやはり人の生命を絶ち、或いは人に危害を與えるものだが、例えば今軍隊の御説明がありました。軍隊は外国へ向つてのものであるといふようなお考え方は困るのじやないかと思ふのであります。つまり武力といふものは外国に対してだけでなく、国内の国民に対して與えるところの威力といふものがあります。これがバランスを失ふことができない。この警察官の職權濫用などがあればということの……警察官には或いは逮捕とか、或いは調査とかそういう権限が與えてある。これが国民にとつては警察官がそれを行使する根拠があつて行使をしているのではない場合でも、にこ／＼笑つてそばに近付かれた場合でも、国民としてはこの人は或いは逮捕し、或いは調査する権限を持つておるのである。これを國會が責任を持つてそれを與えてある。併しそういうものが過剰に濫用される。と国民の人権が危うくされる。それに対しては國會としてはこれを嚴重に監視して、そういう過剰な武力、過剰な威力といふものが国民に及ぶといふことは飽くまで避けねばならない。それが現在この議題となつておる警察法の改正についても我々がこれに賛成するか反対するかの基礎とならなければならぬと思つておるのであります。従つて、この拳銃といふような人の生命を絶ち、或いは危害を與える、即ち兇器、白晝兇器を携帯して行くことについては、國會としては御承知のように警察官の職務執行法なり何なりが討議されましたときに、かなり有力なる反対の意見があり、本會議においてもこの有力なる反対の意見が開陳せられた。法務總裁も十分それをお聞きになつたことと思つておられます。反対の意見だからいつてこれを無視されるということからは……、近代のパリアメンタリズムから言つても尊重されるべきものである。少數の意見の中にも聞くべきものがある。それは多數によつて可決せられた法律を施行されるときにも十分尊重されることだと思つておられます。これを裏付けるためには拳銃の使用が適正に行われておるといふことの調査をやらなければならぬと思つておるのであります。

先ほどの御答弁では、そういうものが有り得ないように、考えられないうようにとられました。これはどうも納得することができません。そういう今申上げたような兇器を携帯しておるのだからといふことが意識に強くおありになれば、これが国民に與える影響、即ち国民がそれから受取るるところの圧迫、即ち国民の自由或いは人権といふものに対するそれだけの圧迫があるのですから、必要のないところをこれを示すといふことはしないといふことに飽くまで努力ならなければならぬ。私の知つておる事実、占領後間もなくですが、日本の或る地方で労働組合の會議室に――が隔まれ、そして自分の腰から拳銃を抜いてそれに対して、組合側からはこれは不当なる威嚇であるといふふうな訴えられた。これが調査をせられた結果、これは如何にも不当なる威嚇であつたといふふうないつて責任がとられたことがあります。拳銃をとつてテーブルの上に置くということはすでにそれだけで威嚇であり、それだけで威力である、国民の自由と人権に対する圧迫である。併しそれを抜かないまでも差しておることだけでも、これは国民の自由と人権に対する圧迫ですから、この圧迫が必要ならぬ國會は責任を持つて国民の前に必要なんだといふことは言えます。それが必要ありやなきやといふ資料がなくては我々は責任を持つて国民の前に我々の責任を全うすることはできません。ですからこれは事實必要である……、この前も申上げたように、国全体として存置を許される必要にして最小限度の武力といふもの

がある、今日はそれが警察予備隊などによつて相当充実しておる。従つて警察予備隊の存在しなかつた当時の警察官の武器携帯という問題は改めて検討される必要があると我々は思うのですが、依然としてないとお考えになるかどうか。今申上げたような点から、特に交通警察官なり或いは一般警察官でも今おつしやつたように、こういう必要があるかも知れないから常時携帯しておるのだというお考えは、依然として新憲法以前の官僚主義のお考えがそのじやないかという事を非常に恐れます。昔は警察官なり何なり官吏は職務執行に熱心であれば少しは国民の自由や人権を侵しても許されるというお考えがあつた。今日はそういうことはまさかお考えになつてはいないと思つて、職務執行の熱心の余りだから了承してもらいたいというようなことは昔はあつたが今日はない。どういう理由があるか、どういふ必要があるかもわからないから常時携帯しておるのだという事は、近代の警察或いは行政に於いての觀念の上からは承知することのできないことだと思ふ。これ／＼具体的な必要があるから、そうして交通巡査が武器を携帯し又警察官が常時これを携帯しておる。先ほど外国の例をお引きになりましたが、警察官職務執行法にはお引きになつた外国の例のよくなものはどこに認めてあるのであるか。恐らく認めてないのじやないかと思ひます。そういう点についてもう少し高邁なる識見を伺はないと安心してこの法案の審議に當ることができないというふうにお考え。以上のようないろいろな警察官の素質が非常に低いということが恐れられる。そうしてその

素質が非常に低いだけでなく、今朝の読売新聞で見ますと、私も非常に驚いたのですが、警察官諸君の中に結核にかかつておるかたが甚だ多いらしい。警視庁全管下警官の二、三三％の六百二十名だといふ。六百二十名といふと國警神奈川全体に匹敵する。大きな警察の三カ署くらいは新設できる数である。これは容易なことではない。警官といへば薄給という言葉が連想される世の中であつてみれば、結核警官の療養設備をまず考えねばなるまい。二百名を收容する警察病院と年一回の健康診断だけが設備の全部だといつてはそれこそ二階から目業といふのである。といふふうになつてゐる。そうして最後は十分に安眠のできる宿舎の設備がほしい。睡眠不足の、栄養不良の、神経衰弱氣味の警官などはわたくしたちにとつては困る。男の警官のヒステリー症候はひどくしたち良民を悩ませ、苦しめるものはないからである。と書いてあります。こういうふうに警察官の心理状態の異状であるといふことさへも国民に対して非常な苦しみと悩みとを興る。況んや拳銃を吊けてゐることが国民の自由と人権とに對するどれほどの圧力であるかといふことは十分に考へて頂かなければならない。従つてそれはどの職権を持つて活動されておる警察官の教養、又その素質、又その健康といふものについて十分の御配慮なくして、単に増員だけをせられるということになります。素質の悪い非常に不健康な、そして国民を悩まし苦しませるところの警官が殖えて行くといふことにはできないのであります。どうかそうでないといふ

証拠を御示しを願ひたいのであります。それから最後にこの前に、グレンタイン氏の意見とも関連しまして、警察の對象とする犯罪は地方的なものである。全国的な問題を警察が取扱うといふふうになつて行くや警察國家の危険が非常に大きくなつて来る。この点についてはつきりした御答を得られなかつたので、これを法務總裁からも伺つて置きたいと思つてあります。そうしてどこまで警察力というものによつて解決するか、どこから先は政治によつて解決しなければならないかといふ、この限界があると思ふ。それについて法務總裁の御所見をお示しを願つて置きたいと思ひます。それから新聞などで拜見してまさかそういう事実があるのじやないと思ひます。警察が国民に向つて密告を奨励され、そうしてその密告に対して賞金などを報せられてゐることがございます。こういうことについてはその責任者はどういふふうにお考えになつてゐるか、極く最近の私が今見ておりました英國の新聞のニューステイツマン・アソシエーションの中にこういう文句があります。エブリワン・ヘイツ・ザ・ペイド・インフオーマー、何人も金をもらつて密告をするような人間を憎悪するといふ言葉がここに出ています。果して法務總裁なり現在の警察のかた／＼は金をもらつて密告するような人間を憎悪するといふ國際的な常識の上に立たれるか、密告をする人は大要結構だ、それに賞金を與えるといふようなお考えの下に立つておられるの

か、これも我が警察制度の民主化の制度の上に沿つてゐるのか沿つていないのかということをお断する上に必要であると思つて、お答えを願ひたいと思ひます。一応私の只今までの御質問にお答えを願つて、續けて質問をさせていただきます。○國務大臣(大橋武夫君) 社会保障の問題につきまして、先般御質問を頂いておつたのであります。この問題につきましては私所管でありませんで、本日は特にその所管の政府委員が参つておりますので、後ほど最近の社会保障の状況についてお答え申上げることになります。それから警察におきます諸般の調査につきまして、適切な指導的な御意見を承りまして拜聴いたした次第であります。各般の近代の調査法を利用いたしまして、警察制度につきましてもいろいろ調査を進めて行くという事は、これは特に警察の現状を的確に科学的に又客観的に把握いたしまして、その現在の事情に基いた將來の対策を客観的に論定いたす点から行きます。非常に必要なことであります。この点は全く御同感申上げることでございます。不幸にして警察の今までの実情といふものは、最近の近代の調査方法を十分に活用するといふ程度まで行つておられないのが事実であります。この点は極めて遺憾に存ずる次第でございます。併し、誠に傾聴すべき御意見を伺つた次第であります。この点はよく公安委員の諸君にも申し伝えまして、今後で進むだけ速かにきよなる科学的な調査を十分に完全に実行いたしますように努力いたしてもらうようにいたしたい、かように

存じておる次第でございます。それから又警察官の教育につきまして、近代におきます教育学の各種の理論なり、或いは原則なり、こういうものを教育の上におきまして活用して行かなければならない、この点も誠に御尤ものことでございます。従来におきまして、警察におきましては教養に際しまして各種の常識的な教養もいたしておるのでございます。併しこの教養のやり方というものは終戦後相当改善が加えられておることは申すまでもございませぬが、併し、近代的教育といつたことも多々あるものと存じますので、その点も公安委員の諸君に十分御研鑽を願つておきたいと思ひます。それから拳銃の携帯につきまして、拳銃は兇器であるというお話でございますが、この点は兇器として使用される場合が十分に想像できるわけでございます。又この拳銃の携帯はそのことが国民に對しまして一つの警察の威力を簡明直截に示すものでございすから、不必要な場合におきまして、かような威力のあるものを、絶えず携帯しておることが必要であるかどうか、この点は十分に研究に値する事柄であると思ひます。勿論終戦後相當経つて参りましたし、又各種の治安維持に關する機關も備つて参りましたので、果してすべての警察官が現在のようにならざる勤務においで必す拳銃を携帯する必要があるかどうか、この点は確かに研究すべき事柄であると思ひます。公安委員におきまして急速に適切な研究をお願いいたしたいと思ひます。

る次第でございます。

それから増員の問題に關しまして、増員をただするだけでは素質において或いは何ら従来と變りはないというよなものが殖えるだけでは無意味ではないかという御意見であります。この点につきましては全く同感でございます。今回五千人以内の増員を認めましたる趣旨も、特に現在におきまして警察官の再教育をいたしておりますが、この再教育をいたしております間、本来の職場がそのままに補充されておられない、こういう事情に相成つておるのでございまして、これがために再教育をいたす場合におきましても、再教育のために学校へ入るといふことが警察力の一部をそれだけ殺ぐ、力を殺ぐといふことにもなります。又そのことが他の一般の警察官にそれだけ過重の負担をなされる、こういうことにもなるわけでございまして、その結果教養も十分に行かない、又他面他の警察官におきましては、その期間内は過重の勤務のために衛生上、精神上いろいろ負担が多いといふような弊害があるわけでございまして、この点を救済いたしたいといふのが、今回の改正案におきまして五千人以内の増員を企図いたしまして主たる動機と相成つておるのでございまして、これによりまして教育の面におきましても、又警察官諸君の衛生等の面におきましても、十分な効果を期待し得るであろう、かように存じておる次第でございます。

それから警察の任務は地方的な犯罪に限るのではないかと御趣旨でございます。今日の前上あらゆる犯罪に亘りまして捜査並びに犯人の逮捕といふこ

とを責務といたしておるのでございませ。併しながらこのことはおのずから警察の性格なり、又能力なり、又その存在いたしておきます場所的的關係、そういう面から或る程度の社会的な質的傾向をいたしまして、或る種の犯罪に重点がおかれるというよなことはあり得ると存じますが、併し法制の建前といたしましてはあらゆる犯罪につきまして、警察というものはこれが取締並びに捜査という任に当るといふことになつておると存するの

それから警察力と政治の限界について何か考へがないか、こういう御質問でございますが、治安の問題につきましては、申すまでもなく政治の運行といふことが重大なる關係を持つことは申すまでもないのであります。と申しますのは治安は犯罪によつて攪乱されるのでございまして、犯罪といふものは一つの社会的な現象であり、それはこのことは背後に道徳的な、又経済的な、社会的ないろいろ要素が結果いたしまして犯罪の発生となるわけでありまして、これらの道徳的、社会的、経済的各種の要素について重要な影響力を及ぼすといふ要素をいたしまして、政治的な力といふものは実際今日看過することのできないものがあるわけでございますから、この面におきまして政治といふものがやはり治安に重大なる關係を持つておるといふことは申すまでもないことと存するのであります。政治よろしきを得ないといふ場合におきましては、如何に警察を充実いたしまして、これによつて治安の万全を期するといふことは到底不可能である、かように存する次第で

ございませ。このことは過去の歴史の上におきましても、政治が乱れ或いは道徳が乱れた場合において、單なる法の力によつてのみ治安を維持することはできなかつたといふ過去のいろいろ歴史を面想いたしまして、当然に考へられることとございまして、この点は政府といたしまして、常に政治の実態といふものが治安に影響あるといふ観点において反省する必要があると心得なければならんと存する次第であります。

それから最後に警察の捜査或いは犯人の逮捕等に當りまして、密告を奨励しておるのではないかと御質問がございませ。この点は十分に実情を私承知いたしておるわけではございませが、特に密告を奨励する、或いは密告に對しまして特別の賞金を與へるといふようなことは警察としてやつていないであらう、こう存する次第でございませ。

以上を以ちまして、一通りお答えいたしました。先ほどお許しをお願いいたしております社会保障の問題につきまして、政府委員からお聞きとりを願えたら幸せと存じます。

○委員(岡本愛祐君) それでは総理府社会保障制度審議会事務局長小島徳雄君にお願いします。

○説明員(小島徳雄君) 只今社会保障の政府の予算の問題につきましての御質問がございませ。それに関連いたしましてお答え申し上げたいと思ひます。

御承知の通り政府におきましては、社会保障の整備の問題につきましては、かねてから十分なる努力をなして参つ

たのでございませ。殊に二十六年年度予算におきましては、二十五年年度予算におきましてより約百数十億円予算の増額を計上いたしまして、まず社会保障の整備につきまして各段の予算面におきましての努力をいたしておるのでございませ。これを数字的に申上げますと、大体社会保障の内容如何、という問題はいろいろ定義によりまして、解釈も多少違ふのであります。が、大体二十五年年度におきまして、社会保障として計上されたところの予算が三百九十三億程度でございますが、昭和二十六年年度の予算の計上におきましては、四百九十六億程度を計上するといふようなことになつております。丁度昨年十月におきまして、御承知の通り社会保障制度審議会が政府に對しまして社会保障制度に對する勧告をなしたわけでありませ。政府はこれらの勧告が丁度予算編成時期の大体あとになされた関係上、いろいろ点におきまして、十二分には必ずしも審議会の勧告の案をそのまま予算面においては計上されておりませ。そういうこととございませ。併しながらこの社会保障におきまして、現下の日本におきまして、最も我が国の予算面上において少なかつた面につきましては、二十六年年度におきまして相当の重点的な予算を計上するといふことで、殊に日本におきまして現状におきましては、結構な問題として社会保障として考へなければならぬといふことで相当の予算の増額を計上いたしておるのであります。且つ又社会保障として現在最も我が国の典型的な形体をなして参ります生活保護につきましては、従来相当

の面においてすでに二十五年年度において国費として百六十三億、府県市町村がこれに對しまして一割ずつを負担しております關係上、約二百億程度の予算を国及び地方で負担しておるのであります。更に政府におきましては、二十六年年度においてその額を国庫負担二百十三億計上いたして、これを府県、市町村台せまして更に二百六十億程度になるといふことで、相当の額を計上いたしまして、国民の最低生活の国家保障といふことにつきまして最大の努力をいたしておるような次第であります。従いましてこの面におきまして、生活保護法のいわゆる生活保護費の単価基準を更に増額するといふようなことを二十六年度においては考へて、かような増額をいたしておるのであります。その他先ほど申し上げたような結核の問題、医療の問題、公衆衛生全般の問題につきまして、相当の額の増額をいたしまして、国民の医療方面におきまして医療費の負担軽減といふ問題につきまして、相当の考慮をいたしております。又社会保険の面におきまして、従来国民健康保険或いは政府健康保険といふような問題につきましての事務費を相当額国庫負担をするといふようなことで増額をいたしております。更に失業保険につきましては、今日の失業状況を勘案いたしまして、それら必要な予算を計上するといふような、今日の日本の財政が許す限度におきまして、相当の面につきましては重点的に予算を計上いたしまして、国民の最低生活の保障、憲法に規定する人権を保障するところの最低生活の保障といふことにつきましては、できる限りの予算を計上いたしま

たのでございませ。殊に二十六年年度予算におきましては、二十五年年度予算におきましてより約百数十億円予算の増額を計上いたしまして、まず社会保障の整備につきまして各段の予算面におきましての努力をいたしておるのでございませ。これを数字的に申上げますと、大体社会保障の内容如何、という問題はいろいろ定義によりまして、解釈も多少違ふのであります。が、大体二十五年年度におきまして、社会保障として計上されたところの予算が三百九十三億程度でございますが、昭和二十六年年度の予算の計上におきましては、四百九十六億程度を計上するといふようなことになつております。丁度昨年十月におきまして、御承知の通り社会保障制度審議会が政府に對しまして社会保障制度に對する勧告をなしたわけでありませ。政府はこれらの勧告が丁度予算編成時期の大体あとになされた関係上、いろいろ点におきまして、十二分には必ずしも審議会の勧告の案をそのまま予算面においては計上されておりませ。そういうこととございませ。併しながらこの社会保障におきまして、現下の日本におきまして、最も我が国の予算面上において少なかつた面につきましては、二十六年年度におきまして相当の重点的な予算を計上するといふことで、殊に日本におきまして現状におきましては、結構な問題として社会保障として考へなければならぬといふことで相当の予算の増額を計上いたしておるのであります。且つ又社会保障として現在最も我が国の典型的な形体をなして参ります生活保護につきましては、従来相当

して、そういう方面につきましても努力をいたしておるのであります。将来におきましては、更に御承知の通り政府内におきましてはこの問題は非常に大きな問題であり、非常に将来の財政経済の問題と関連する問題でもあり、関係者も非常に各省に亘つておる関係でございます。関係関係の懇談会というものが政府内に設けられまして、関係関係の懇談会がいろいろ研究いたしました。将来の社会保障の点につきましても目下慎重に研究いたしまして、更にその対策について十二分の効果を挙げるよう研究したい、こういうふうに考えております。

○羽仁五郎君 只今の社会保障制度関係についての政府の説明員のかたに続いでちよつと伺つておきたいと思つてますが、只今の御説明は、社会保障制度審議会の事務局長としてですか。

○説明員(小島徳雄君) 只今事務局長というのとは間違ひでありまして、社会保障制度審議会議長としてお答え申し上げます。内閣官房審議連絡室長としてお答え申し上げます。

○羽仁五郎君 社会保障制度審議会の意見をお聞きになつて御説明になつたのでしょうか。そうでありませんでしょうか。

○説明員(小島徳雄君) 私がたゞ／＼社会保障制度審議会の事務局長と、それから内閣に設けられました社会保障関係懇談会の審議連絡室長を兼務いたしております関係上、いろいろ両方の面につきまして一応よく知つておる関係上、今の立場といたしましては、政府の審議連絡室長の立場におきましてお答え申し上げます。審議会の関係につきましても、いろいろ十二分に尊重

いたしまして……。
○羽仁五郎君 特に今伺いたいと思つたのは、近代行政の上において、警察費と社会保障費というものがどれくらいのパーセンテージを以て健全なバランスをなすかということについての判断を得たいと思つて伺つたのであります。それが第一。

それから第二には、できるだけのことをやつておるといふような御答弁でありましたが、国会の委員会は座談会ではありませんし、その予算がどんなのか、十分であるか、十分でないのか、そのバランスが健全なりや不健全なりやということを我々が知識を持たなければ、この法律案に賛成することはできないのであります。できるだけ努力をしてもらつておるといふようなことではなく、その社会保障制度審議会の答申ではこういうふうになつておる、それから政府としてその方面を担当されるかたとしてはこれだけの予算が必要であるというふうに考へておる、その何%が現在実行されておるといふ、これらの点が伺いたかつたのが第二なんです。

それから第三は、只今挙げられた数字を拜見しますと、物価などの値上り、それから社会的ないろいろの事情というのの対して、これをあなたはこれで十分なりというふうにお考へになつておるとは思えないのであります。或いはこれで勿論十分ということについてもなんですけれども、私は別に意地の悪い質問をする意味じやないもので、まあ大体これくらいあれば何とかやつて行けるというふうにお考へになつておるか、甚だ不満であるというふうにお考へになつておるか、その点

伺うことができなかったように思うのですが、この三つの点について……。
○説明員(小島徳雄君) 只今の御質問に対してお答え申し上げたいと思つて、社会保障制度審議会議長が昨年勧告いたしましたときには、将来の日本の社会保障といたしまして相当の額を国庫予算に計上するということで、約五百億の予算というものを勧告いたしておることは御承知の通りであります。その当時の勧告におきまして最も重点的に考へられました点は、御承知の通り現在の社会保障の体系としましては、いわゆる生活保護による国家扶助の体系と、社会保険の方法による生活保護の二つの体系があります。そしてその問題におきまして、各国それ／＼やり方が違つておるわけですが、日本におきまます現在までの社会保障のやり方は、終戦後におきまます各種の殊にインフレというふうな経済的な非常な破綻の時代におきまます関係でございまして、当然いわゆる社会保険のよりの一部の長期保険による生活保護というものが困難であるということ、生活保護法によるいわゆる最低生活の保障というものが予算面におきましても重点的に行われたことは当然であります。ところが勧告が昨年出された当時におきましては、ようやくインフレというものが或る程度国内経済も安定して来たというふうな考へ方もございまして、いわゆる社会保険による長期保険というものを考へましたところの、国民全般を対象とする最低生活の保障ということも考へたのであります。その際におきまして、一番多くの費用を要する問題として考へられたものがいわゆる現在の健康保険とか国民

健康保険を中心として行われたところのいわゆる疾病保険に対する国庫の負担というものを相当増額すべきであるという考へ方が勧告の線に出ております。その勧告の関係が非常に額が多くなつておるのであります。ところがこの勧告は御承知の通り昨年の十月の十六日に出されたのでありまして、政府が予算の大体の編成の見込が終つた後に、出された関係もございまして、大体審議会の勧告といたしましては、二十六年度の予算においては、政府としましては、勧告が間に合わなかつたということがその一つの大きな原因であると思つておる。又もう一つは、いろいろ勧告当時の事情、それから財政経済の考へ方、予算、国民全般の経済の問題等につきましまして、それ／＼の考へ方もございまして、それ／＼の考へ方もございまして、できる限り勧告の趣旨を尊重しては、できる限り勧告の趣旨を尊重してやるということ、更にこの勧告の問題につきましましては予算編成後におきまして、只今申し上げましたように関係関係懇談会というものが設けられまして、関係各省が寄りまして、いろいろ今後における社会保障の問題につきましまして研究されておるわけでありまして、この問題は非常に大きな日本の、先ほど申し上げましたように大きな経済問題、社会問題でもございまして、従いまして殊にそれが長期保険のような問題になりますると、インフレの時代におきましては非常に危険であるというふうな問題もございまして、慎重に考へなければならぬというふうなことで、差当りは只今申し上げましたように現在の限り結核の問題に重点を置きまして、二十六年度予算というものが編成され

た、こういうことになつております。従いまして、勧告の予算と、政府が実際に二十六年度に編成されました予算というものは非常な食い違ひがあるのであります。それは実は一つは時期の関係もございまして、考へ方の多少の相違もございまして、いろいろの点におきまして、いろいろ慎重にならなければならぬ問題でございまして、今後ともやはりこの問題は慎重に研究したい、こういうふうにお考へる次第であります。

○羽仁五郎君 只今のお答えではどうも一向に私の伺いたいと思つたことがはつきりしないのですが、殊に予算編成に間に合わなかつたというふうなことを言つておられるけれども、その予算の編成は結局又国会がするのであつた、その国会の討議に間に合わなかつたということは今のお示しの年月日から考へてみて考へ得られないことでもありませんし、それから若し仮にそうであつたとするならば、次の年度においてどういふふうな、少くともこういう態度を持つておられるということが、是非はさだめらうと思つておる。これはもう只今の政府の説明員にはこれ以上御質問申し上げても無駄だと思つておる。法務総裁のほうに伺つておきたい。さつき所管でないとおつしやられました。閣僚として当然その御自分の御所管の予算というものが他の重要な國務のどのよう比率とあるか、バランスにあるべきかということについては識見がおありのことだらうと思つておる。重ねて伺いますけれども、警察費と社会保障制度というものは近代

た、こういうことになつております。従いまして、勧告の予算と、政府が実際に二十六年度に編成されました予算というものは非常な食い違ひがあるのであります。それは実は一つは時期の関係もございまして、考へ方の多少の相違もございまして、いろいろの点におきまして、いろいろ慎重にならなければならぬ問題でございまして、今後ともやはりこの問題は慎重に研究したい、こういうふうにお考へる次第であります。

た、こういうことになつております。従いまして、勧告の予算と、政府が実際に二十六年度に編成されました予算というものは非常な食い違ひがあるのであります。それは実は一つは時期の関係もございまして、考へ方の多少の相違もございまして、いろいろの点におきまして、いろいろ慎重にならなければならぬ問題でございまして、今後ともやはりこの問題は慎重に研究したい、こういうふうにお考へる次第であります。

た、こういうことになつております。従いまして、勧告の予算と、政府が実際に二十六年度に編成されました予算というものは非常な食い違ひがあるのであります。それは実は一つは時期の関係もございまして、考へ方の多少の相違もございまして、いろいろの点におきまして、いろいろ慎重にならなければならぬ問題でございまして、今後ともやはりこの問題は慎重に研究したい、こういうふうにお考へる次第であります。

はあるのですから、その一定の限度と
いうものはあるのじやないか、その限
度をすつかり法律の上では……前は数
の上ではつきりきめてあつた、今度は
それが数の上ではつきり決定していな
いというふうな法律を国会議員が国会
において可決することができるとどう
か、その点お考え願いたい。事実問題
としてそういうことはあり得ない、そ
れは誠にその通りです。併し法律とし
てそういう限度のない法律を可決する
ことができるというふうにお考えにな
つておるかどうか、それらの点どうい
うふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 素質の問題
のお話はよくわかりましたが、残念な
がら署長級につきましても御趣旨にか
なうような調査が現在ございませぬか
ら、できるだけ御趣旨に副うような調
査を今後早い機会にやるように公安委
員会に要望しておきたいと思ひます。

それからこの警察官の定員の問題に
つきましては、警察法一部改正法案の
附則におきまして、町村が警察を維持
しないこととなつた場合においては、
第一項の規定にかかわらず、当該町村
の警察職員を、予算の定める範囲内
において、国家地方警察の職員として
おこなうことができるものと、この場合
における職員の定員は、政令で定める
ことと、このように相成つておりました
と、これによつて定員法を改正いたし
ます。従ひましてこれは政令によつて
きめることには相成つておりますが、
当然予算の範囲内で定められるもの
でございます。従ひまして国会におき
まして十分に定員の問題を御検討下さ
る機会が保障されておるわけござい

ます。これによつて無制限の権限を公
安委員会にお與えになる、或いは政府
にお與えになるということには必ずし
もならないのではなから、従ひまし
て、第一には実際問題としてきよま
ことは予想しておらないという点、第
二には予算の御審議におきまして十分
是正し得る機会がもつたことになり得
るというこの二点によりまして、この点
を御了承願えますれば仕合せに存する
次第でございます。

○羽仁五郎君 どうもそういう点につ
いての調査が全然ないというお答えは
かりなもので非常に残念に思ひます。ど
うしてそういう点について御関心をお
持ちにならなかつたのか、非常に国民
の自由と人権に関する重大な点である
ので、当然調査をなさつてその資料が
あるというふうに考へていたものでは
ないかと、至急お作りになるというので
あるのでこれ以上伺うこともできないと
思ひますが、例えば極くこれは最近や
はり新聞に出ておりました、国立で
商科大学その他の学園都市の中央にい
かがわしい家が立ち並び、そこであれ
は自治体警察ですか、署長が宴会をし
てそれを総攻撃を受けた。それに対す
る新聞紙上の答えでは、ほかに酒を飲
む所がないからあそこ飲んだのだ、
金を拂えばそれでいいじやないかとい
うふうなことを答へられておる。下級
の警察官であつても私は問題だと思ひ
ますが、それが署長である、私の過去
において体験したときでも、さつきの
留置場の検閲というものは却つて人権
を脅かすのです。例えば署長が見に
来るという日には朝から何時に署長が
留置人を全部正坐させて、そうして

つ署長が来るかわからない。その際に
膝を屈しておる者があると、その留置
場の係官が責任を問われるといつて、
朝から板の間に正坐をさせて、何時間
もそういうふうなことをさせておるとい
うふうなことをやつておる。私は今日そ
うなことをやつたことは跡を絶つてい
れば全くそういふことは跡を絶つてい
るというふうな信じたいたのですが、併
しそれを信する材料を示して頂きたい
というふうな思ひます。それから今の
無制限の増員ということは事実上にお
いてあり得ない。その予算の枠におい
て制限できるとおつしやいしますが、然
らばなぜ現行法では国警及び自治体警
察につきその定員の制限を法律の上
にはつきり明記していたのであります
か。そしてなぜそれを今日おとりにな
るのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) この自治体
警察につきましては、自治体の財政そ
の他の都合で自主的に定員を定めてこ
れを維持することができるようになる
までの間は制限をしよう、こういう趣
旨におきまして現行法においては自治
体警察の定員を制限したておるの
ございませぬ。これは制限をする趣旨で
設けた規定であるわけでありませぬが、
これを警察法の現行法の本来の考え方
であります。自主的に自治体がきめて
行くといふことにするのがこれは当然
のことであらうと存するものでありま
す。そしてかように自主的に将来自治
体警察の定員がきめられた場合に
おきましては、この警察が廃止せられ
て国家地方警察になりつた場合とい
うことによりまして、従来の経験ある
多数の職員を失職せしめるということ
は得策でございませぬので、それでこ

れを国警において使つて行くという意
味におきまして、一応これを收容で
きるという措置を講ずるためにそれを
定員外として置くことにいたしましたの
であります。もとよりこの定員外の定員
というものはこれは政令で或る限度を
設けられますが、又予算においても
限度を設けられるわけでございます。
それを余りにも多数に上りますな
らば、そういう面からの再検討によ
りまして合理的な人員までこれを削減
するといふことも十分にあり得る事柄
なのでございまして、これは決して無
制限に増加するといふ趣旨ではないわ
けでございまして、その点を御了承願
いたいと存するのであります。

それから警察官の素質の問題、殊に
署長というふうな指導的な地位にある
警察官の素質についての御心配の点で
ございませぬが、この点につきまして
は、私といたしましては、今なお非常に御
心配の点について同感に存するのであ
ります。と申しますのは、現在の警察
官は成るほど警察制度こそは全く民生
に全部替つた人々でございませぬ。殊
に幹部になればなるほど新しく幹部
として入つたものでなく、従来長年昔
の警察におきまして、昔の警察のやり
方が当り前だといふ考へでやつて来た
かたん、が多いわけでありませぬ。そし
てこれは制度の切替へによりまして民
主警察といふことには相成つたのでご
ざいませぬが、併しその意識とか或い
は職務に対する態度、こういうあらゆる
点におきまして急に切替わるといふ
ことは困難でございまして、これをで
きるだけ速かに切替へまするために公

安委員会におきましてもできるだけの
努力をいたし、それがために従来の警
察時代に比較いたしまして非常に手あ
つた教養を行なつておるわけござい
まして、教養によりまして漸次改善の
効果を挙げつつあると確信いたして
おりますが、併しその教養の結果どう
いう成績を挙げおるかということに
ついての御報告は先ほど政府委員から
申上げた程度のことしかございませぬ
ので、それ以上正確のものがないこと
を遺憾に存じます。併し羽仁委員の御
心配になりましたような事柄は私とい
はしますも十分に考へ得ることござ
いませぬから、今後の教育におきま
しても十分かような点に引続き力をい
たしたいということ、又その教養の成
果を種々再検討いたします方法とい
たしまして、先ほどお尋ねを頂きまし
たような方法が極めて適切であると存
じますので、そういう方法の採用
につきましても十分に検討してらう
ことをお願いしたいと思つたわけであ
ります。

○委員長(岡本愛祐君) もう大分時間
がたつておりますので、また伊藤さんと
須藤さんがほかにありますので……。
○羽仁五郎君 一言だけ……法務委員
としての私に対して地方行政委員会が
多大の時間を與えられて、我々国会議
員として必要とする知識を得るため
に機会を與えられたことに深く感謝い
たします。結論といたしましては、こ
の質疑応答の間に特に地方行政委員会
の委員及び委員長各位がお聞き下さ
つた通りでありまして、結論としては現
在警察の素質を改善することは急務で
ある。その数を増大されるというよう
なことはその後を廻すべきだといふ結

果を種々再検討いたします方法とい
たしまして、先ほどお尋ねを頂きまし
たような方法が極めて適切であると存
じますので、そういう方法の採用
につきましても十分に検討してらう
ことをお願いしたいと思つたわけであ
ります。

果を種々再検討いたします方法とい
たしまして、先ほどお尋ねを頂きまし
たような方法が極めて適切であると存
じますので、そういう方法の採用
につきましても十分に検討してらう
ことをお願いしたいと思つたわけであ
ります。

果を得たというふうには私は感じます。若しこれを覆すに足る十分な資料を示し下されば別であります。只今までの質疑応答ではそういう結果を得たというふうには考えております。長い時間有難うございました。

○須藤五郎君 もう羽仁委員が長い間いろいろの面に亘つて質問なさいましたから、私は二、三の点について簡単に御質問申上げたいと思つております。

この法案の提出理由に、現下の治安の実情に鑑みという言葉が使われておりますが、これを具体的に申しましたらどういふ状態をお指しになつていらつしやるのか、ちよつと伺つておきたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察法施行直後におきまして、特に一昨年には一部の計画によりまして、この集団的な事犯等が全国に統発いたしました。これによつて警察制度の欠陥が一般に露えられたという事柄があつたのでございます。その後昨年の六月に朝鮮動乱が勃発をいたしましたので、国内におきまして治安の問題というものが非常に重要に相成つて参つたのであります。もとより国内におきまして直ちに重大なる集団犯罪が統発するであろうというふうな差当つての可能性ということについては心配をいたしておるわけではございませんが、併しながらやはりかような国際情勢を考え合せますと、国内だけの動因で左右されるというふうなものではなく、やはり国際的ないろいろの動きということによつて非常の影響を受け易い状態にある。かように考へておるのであります。これに対応いたしまして国内治安をできる

だけ確実に維持し得るような警察制度を早期に改善を加えて参りたい、こういう趣旨でございます。

○須藤五郎君 そうしますと、今度の国警を増員する問題と素質の改善の問題はそういう目的であるというふうにおつしやるならば、いわゆる警察予備隊というものがそういう目的のために今日作られておるので、何も国警を特別に殖す必要がないように私は考へておすね。その点を一つ説明願ひたいと思つております。

○國務大臣(大橋武夫君) 国警及び自治体警察の(警察予備隊と呼ぶ者あり)関連をできるだけ密接にすることによりまして、警察の全体的な能力の向上を図るというのがこのたびの改正の眼目に相成つておるのであります。この警察において取扱ひまする治安上の事案といたしましては、これは普通通に予想されます各種の犯罪行為であります。これに對しまして警察予備隊といふものは国内におきまして内乱とか或いは暴動といったような通常の警察力を以ては処理できないような、そうした非常に大きな実力を持つて鎮圧する必要がある、そういう事案に對しまして実力行使を目的とした部隊、これが警察予備隊の目的である、かように観念をいたしておる次第であります。従ひまして警察予備隊は通常の状態の下に始終これが活動するということでは考へておらないわけであり、通常の事案につきましては警察の責務としてこれに對処して行く。警察が処理できないような全く非常な暴動等の事案に對しましてのみ警察予備隊を活動せしむる、こういう考へでこ

ざいます。

○須藤五郎君 そうしますと、どうも私たちが警察予備隊というものが今日必要がないような感じがして参るわけなんです。国警さえ十分にあれば警察予備隊というものも現在必要がない、何だかどちらが主体でどちらが重要なのか、今法務総裁はそういう状態は、まだ警察予備隊を使うような状態は今の日本にない、併し地方的にはそういう心配があるから国警を殖やすというふうなふうの意味にとつたのですが、そうなれば警察予備隊というものは法務総裁がいつも言つていらつしやるような意味でなく、いわゆる外国の新聞が伝えておる通りに、軍隊の前提として警察予備隊を考へて、それをただ言葉の上で警察予備隊としておるんで、実体は軍隊として考へて、国内の治安は国警の増加によつてやつて行かう、こういうふうになつて来るのかどうですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 率直に申し上げますと、現在警察予備隊に期待しておりますところの機能というものは、従来におきまして国内において軍隊に對して期待をいたしておつたような機能を期待をいたしておるわけでありまして、ただ軍隊と申しますと、最初に鬼丸委員の御質問に對して申上げましたように、外国に對しては國家の独立と權威を維持する目的に役立つような武力の裝備を施して、その目的のために訓練されたものである。当然外国との戦争ということを予想したものでありまして、單なる国内秩序の維持ということを目的としたものではないわけでありまして、これに對しまして現在の警察予備隊は外

國との交戦ということとは全然頭に入れない、これは飽くまで我が国内にとどまつて国内の秩序を維持するということだけを目的として、又それがためにそういう目的を了解して入隊した隊員を以て組織いたし、又それがために必要な訓練を施す。それがために必要な程度の裝備をいたしておる。こういう次第でございまして、軍隊とは明らかに異なるものでございまして。

○須藤五郎君 言葉の上においては軍隊と明らかに違ふと思つておるのですが、その目的において軍隊と同じ方向に向いておるのじやないかというので伺うのですが、若しも法務総裁のおつしやる通りならば警察予備隊七万五千、形体はいわゆる外国の四個師団に分れておると言つておりますが、それを小さく分けまして必要な所に所属させれば、国警をあなたが殖やす必要がないのじやないかと思つておるのです。今國家予算が非常に足りないときに、五千人殖やして何十億金がかかるか存じませんが、そういう金をもつといふ方面にたくさん使えるんで、何も警察予備隊に備へ前進や鉄砲打ちのけいこばかりさせて遊ばせて置かなくても、法務総裁が御心配の方向に警察予備隊を使うならば、国警を殖やす必要は私は今何もないと思つておるのです。それを特に国警を殖やして、国内の治安は国警でやらすのだ、それからとても大きな國警で賄ひきれないような場合に警察予備隊を使ふのだということ、警察予備隊を遊ばせて置くだけのことが私にはどうも了解が行かないんですが、これは恐らく私が幾ら申上げてても法務総裁は違ふことをおつしやつて御答弁にならないと思つておるのですが、どうですか、その点

はつきり納得の行くような御答弁を頂きたいのですが。

○國務大臣(大橋武夫君) これは何度申上げましたも同じことでございます。要するに予備隊と警察とは目的が違ひますので、おのづからその目的に必要な裝備、編成、組織を與へられておるわけでございます。これを双方融通するということは必ずしも適當でないところ考へております。

○須藤五郎君 それじやその問題はさうとしますが、今五千人殖やさないといふ国内の治安が保てないといふ御心配らしいのですが、私たちがまあここに鈴木大阪警視庁總監も見えていらつしやいます。大阪、神戸などにおきましては何かこの前の朝鮮人の集団と見えております。これはとても足りないどころじやない、必要以上の動員がされておると思つておるのです。この東京におきまして、この前映画などを拜見いたしました法務委員会で見ましたら、よくわかるのですが、どうもそこにおる人よりも警官のほうが多く動員されておる。何だか私は現在でも警官が余つて待てに溢しておるように見受けるのですが、なおその上に増員する、五千人殖やすといふことは了解できないのですが、私はさう申しまして法務総裁としては見解の相違ということになつて水掛論ということになると思つておるのですが、我々は、大衆は警察官を少いという感じを絶対今日持つていない、というこをばつきり申上げた。さういふふうには考へるのです。若しもさういふ状態がどん／＼続いたらば全く日本は警察國家になつて、とんでもない非民主的な國ができてしまふ

んじやないかという心配が私どもにあるわけなんです。それから今羽仁議員も御質問になり、又私も前に御質問申上げた点ですが、いわゆる自治体警察を自治体の条例でいつでも殖やすことができる、そうしてそれを自治体がもう自治体警察を持たないという決議をすればそれを国警に吸収するということができるとするならば、羽仁さんのおつしやつたようにこれは無制限に国警が殖えて行くことになるが、その点法務総裁は予算が許さない、だから予算の点においてこれは制約できるというように御答弁なさっておりますが、若しも予算が許さなければこれを無制限に吸収なさるお考えなのかどうか、その点……。

○国務大臣(大橋武夫君) 予算が無制限に許すということは考えられませんが、仮に予算が許すという場合におきましても、警察官の数というものはおのずかから必要に応じてとどまるべきでありまして、必要以上のものを殖やすという考えは毛頭ございせん。なお現在警察官は非常に多いじやないかというお話でございますが、御承知のように今日日本の警察は自治体警察とそれから国家地方警察に分れておりまして、今回五千人増員しようというものはこのうちの国家地方警察でございます。これは御承知のように現在三万の定員でございまして、このうち約五千人は常時再教育のために学校へ入れております。それがために警察官を配置して職務を行わせなければならぬ。それらの人々が職場をそのままに学校に行つていくというようになつておられません。それがために地方の駐在所など

では警察官のいない、家族だけが留守番をしているというふうな所もございするし、又警察署におきましても、その重要な配置におきましても、その間欠員のまま空けていくという状態でございます。これがいろいろ警察官の勤務の過重な原因にもなつておりますし、従いましてこれだけを補充する意味におきまして増員をいたしたという趣旨でございます。これは警察官が多過ぎる面を更に殖やすというのではなくて、警察官が本場に足りなくて困つてるところだけを殖やす、こういう趣旨でございます。

○須藤五郎君 最初から五千人と切出されておられるならわかるのですが、最初二万人殖やすというお考えだつたと思はれますが、その二万人殖やすというお考えのときは、どういふ根拠で二万人という数字をお考えになつておられるか……。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は二万人殖やすということを考えました際には、自治体警察の定員をそのまま全部引受けるつもりはなかつたので、その中から半数以下を国警の定員として入れる、そうなりますと、それだけ自治体から入つて来るものが減りますので、そうすると自治体警察の人数が余りますから、その余つた人員を二万人国警の分を殖やすということによつて入れた。こう考へるのであります。従来は国家地方警察の三万人を二万人だけ純粋に増加いたしました。このほかに自治体警察から約半数を收容いたします。これが町村だけでは一万九千でございますから、そのうち約半数と

申しますと約九千。そうすると二万九千だけ国警が殖える計算でございます。勿論これはすべての町村警察が全部国警に変わるといふことを前提として計算でございます。今回はそれを自治体警察から入つて来るものは全部入れる、そうして純粋の増加は最小限度の五千人にとどめます。こう考へますから、純粋の増加五千人、自治体警察一万九千人、これは全部来た場合であります。その合計二万四千ということになります。当初の計画から見ました場合に約五千人の減少であります。町村警察に引続き残るものがあります。町村警察におきましては、その五千人のほかに残つた数だけが減る、こういう残つた数の半数だけが前の警察官より殖えるだろうという計算になつております。

○須藤五郎君 なか／＼遠大な計画を立てられておられるのですが、もうすでに自治体警察から一万何千人か国警に来るといふ前提で御計画していらつしやるような御答弁でございます。今、今のは……どうも自治体警察を今のまま育てようという方針でなしに、もう自治体警察を一万九千、二万人近いものを直ぐ国警に吸収しようという計画の下にこの案が立つてくるように伺つたんですが、そうしますと、どうも自治体警察育成という立場から反対の方向に向いてしまつていくような感じを私たちが受けるのですが、どうでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) その点は実は説明が足りなかつたために或いは誤解を生じたかと思つたのでございまして、そういう趣旨ではなく、全部来た

場合においては收容できないものがある。そこでその場合においてもなお且つ收容できるように枠としてこの法律の上に取つて置くという趣旨であるから、それを今回は定員そのまま取るということにいたしましたから、これも枠自体が法的の枠になつております。前の場合は枠自体を或る程度特別の数字を以て準備しているというだけでございまして、それは全部を持つて来ようという計画ではございません。この点は先般地方行政委員会におきましても申上げました通り、今回の警察法の改正というのは、自治体警察を育成強化したい、それがためには自治体警察にどうしても免れない欠陥がある、それを補強する方法といたしまして、国家地方警察から援助するような措置を講じ、そうして自治体警察は自治体警察として必要な場合には国警の援助によつてその機能を果し得るようになる、こういうことによつて強化をして行く、こういう趣旨でございまして、これを初めから自治体警察をやめて国警にしようという考え方は、私どもとおよそ対照的な考え方でありま

○須藤五郎君 もう一つ伺いたいことは、この警察制度ができた当時と今日と比較いたしましたら、いわゆる人口五千以上の市町村の人口の増加率と、それからそれ以下のいわゆる国警管轄下の人口の増加率とそれを承りたいと思はれます。私たちが考へては大体最近の都市のほうは人口が増加しているの比率から言えればむしろ国警を殖やすよりも、殖やすとなれば自治体警察を殖やすのが数の上からでは当然納得ができ

ると思つたのですが、その点伺いたい。○国務大臣(大橋武夫君) 傾向といたしましては、確かにお説の通り都市の人口増加のほうは遙かに実は大きいと思ひます。殊に警察法施行当時は戦災のためにまだ復興が十分でなかつたという都市がその後著々と復興いたして参りましたので、これらの戦災都市の人口の増加というものは非常に増しておりますので、これらの自治体警察におきまして、定員の増加ということに明かに必要と相成つて参ります。それに対する措置といたしまして、自治体警察の定員全国九万五千という従来この機会に法律から撤廃するという措置を講じた次第でございます。

○須藤五郎君 とところがそれと別個に又国警を五千人殖やすという点が私には又わからなくなつて来るわけなんです。自治体を条例で無制限に殖やすということを作れば、人口の増加率の低い国警を殖やすという理由はないのではないかと、そういうふうにも考へるわけなんです。その点の御説明をもう一度承りたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 具体的な数字に亘りますから、私から御答弁を申し上げたいと思ひますが、警察法制定のときにおきまして、九万五千を自治体警察と、それから三万を国家地方警察と、この二つに具体方針がきまらなかつた。現実には十二万五千人を割当てるということから、各都市の警察官一人当りの人口というものを想定いたしました。配分をいたしましたのであります。この際におきましては、国家地方警察におきましては約千二百一十一人と一人と思ひます。それから自治体警察におきましては、これは町村の自治体警察は警察官

と

一人に対して人口八百人、国警は千二百人、それから十万未満の市は六百五十人に対して警察官一人、十万以上、二十万未満の市においては五百人に一人、二十万以上二十五万未満の市では四百人に一人、仙台市では三百五十人に一人、福岡市では三百人に一人、京都市では二百五十人に一人、横浜、神戸、名古屋の三市は二百人の人口に対して一人の警察官、大阪は百五十人の人口に対して警察官一人、東京の警視庁は百三十人に対して警察官一人という数字に結局まあ割当てたということになります。その後法務総裁からお話もありましたように、都市におきましては人口の増加を来たしております。警視庁の区域におきましても約倍近くに殖えて参つておりますが、当初の人口から……この警察官の配分はかように今述べましたように、そういう潤沢に配置をいたしておるわけでありませぬ。従いまして現在の人口と警察官の数とを対照いたしましたらと、只今申上げました数字よりも非常に一人当りの受持人口は或いは倍になつておる所もありましょうし、或いは一倍半というような所もありましょう。これは都市によつて非常に違います。それらの観点から現在の人口に合うようにそれぞれば正される必要があろうと考へますけれども、もと／＼こういう配分になつております関係上、これは各都市において、それ／＼必要とみられる限度で定めらるべきであるというところになりまして、法律の上では増減を地方の事情によつて十分する、国家地方警察は当初の人口におきまして、千二百人に一人というのでは非常に少な

かつたという事情を考慮したわけでありませぬ。
○須藤五郎君 今の御答弁で、都市の警官は潤沢だというお答えがあつたと思つたのです。それは私が先ほど申し上げました都市には警官がう／＼とあり余つておるという感じを受けるというのを裏書なすつたのじやないかと思つたのですが、皆さん御心配になる国家警察が二十二条で府県知事のあれでなく、国家警察が動員されるというような条項がこのなかにあるようですが、二十何条ですか、二十条ですね、むしろ皆さんが御心配なさるような状態は都市において起りやすいことだと思つたのです。そうすればこの条項などは都市の警官は潤沢なほど現在あるという御答弁ならば、もう国警を殖やしてなすういうことをやらなくても現在の自治警のあり方で十分目的を達することができておるのじやないかと思つたのです。どうでしょうか。
○國務大臣(大橋武夫君) 原則的にはお説の通りでございます。特に大都市等におきましてはかような必要は殆んどないと思つております。ただこの自治体警察は御承知のように非常に規模の小さい自治体警察でございます。これらの小規模自治体警察におきましては、犯罪の科学的捜査に必要な設備、技術、或いはそれに必要な人的な要素、こういう面におきまして欠けるものが少くないのであります。而してこれを十分あらゆる事態に対応させるように充実するということは、何分小さい単位の警察が千数百に亘つておりますから、ことごとく自分であらゆる事態に対応し得るようなものにするということでは不可能でございます。

して、それでそれがためにやはり国家地方警察が援助をするということが必要とするわけでありまして、そしてその援助を求めなければどうしても自治体では独力で解決ができない、そうした事案につきまして、必要がありませぬ。際には府県知事からも国家地方警察の応援を要請できるという趣旨の規定であります。
○政府委員(齋藤昇君) 誤つて御了解を願いますと、いけませんから私から補足をいたしておきたいと思つた。現在どの都市においても警察官は潤沢だと申上げたのではありませんので、当時の配分のときにおいては国警よりもむしろ都市は潤沢であつた、その後人口の変化が来ておりますから、必要な調整はなされるであろう、国警は当時から非常に少なかつたというのを申上げたのです。現在都市はすべて潤沢であるという誤解のないようにお願いいたします。
○須藤五郎君 最近新聞に予備隊の七千名の募集という記事が出ていたように思いますが、予備隊の七万五千のうち七千名の欠員が今日できておるといふ説明をこの席上で伺いましたが、その原因を私は伺つておきたいと思つた。
○國務大臣(大橋武夫君) 予備隊に採用いたしました七万五千につきましては、昨年募集当時におきまして十分な身元調べをいたしまして、本人の希望等をも入れまして採用いたしましたわけでございます。その後御承知のように数回に亘つて幹部の試験がございまして、この幹部試験に合格しなかつた者は一般隊員として勤務をしなければならぬということに相成りました。

入隊に際しまして幹部たることを希望して入りました者は、その希望が近い将来において適えられないということも明らかになりましたので、これに基づきまして事志と違つたという意味で退職を申出でました者が大多数でございませぬ。そのほかいろいろ隊といたしまして、隊規の維持という上からいつて除隊の処分をいたしました者もございませぬが、大多数は今申上げましたような者でございます。
それともう一つは当初から自分が考へておつた警察予備隊といふ／＼な中の状態が違つておるといふ、そういう点、主として本人のそういう都合から除隊したものが大多数でございませぬ。これが約七千名に達したおりましたので、近く募集したいということにいたしました。それではこれ
○委員長(岡本愛祐君) それではこれで連合委員会を閉じることになります。これで散会いたします。
午後一時三十九分散会
出席者は左の通り。
地方行政委員
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
竹中 七郎君
委員 石村 幸作君
高橋進太郎君
安井 謙君
小等原二三男君
相馬 助治君

法務委員
委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君
委員 北村 一男君
山田 佐一君
長谷山行毅君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君
國務大臣 大橋 武夫君
法務総裁 齋藤 昇君
政府委員 國家地方警察 齋藤 昇君
國家地方警察 本部警務部長 中川 淳君
事務局側 常任委員 福永興一郎君
常任委員 會專門員 長谷川 宏君
會專門員 說明員 小島 徳雄君
總理府社會保障 制度審議會事務局長兼連絡室長